

後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の**減免の対象**となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方。
⇒**保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入
減少（※）が見込まれる世帯の方。
⇒**保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上の見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

※申請にあたっては、収入等を証明する書類が必要となります。

○ **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** (A×B/C) に
減免割合 (D) をかけた金額です。

減免を受けれるのは、令和4年4月から令和5年3月までの間に納付期限（特別徴収は年金の支払日）が設定されている令和3年度及び4年度の保険料になります。

減免対象の保険料 (A×B/C)

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

A: 世帯に属する被保険者について算定した それぞれの保険料額	300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)
	400万円以下の場合 : 10分の8
B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが 見込まれる事業収入等に係る前年の所得額	550万円以下の場合 : 10分の6
	750万円以下の場合 : 10分の4
C: 世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者 全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

静岡県後期高齢者医療広域連合

ご自身が減免の対象となるか等、ご不明な点につきましては、お住まいの市町の後期高齢者医療保険担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先 掛川市役所 国保年金課 後期高齢者医療係
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 電話 0537-21-1143
<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/9071.html>